

鴨川市公告 第6号

総合交流ターミナル機能拡充工事その1の制限付き一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定により、制限付き一般競争入札を次のとおり実施する。

平成29年9月21日

鴨川市長 亀田 郁夫

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 総合交流ターミナル機能拡充工事その1
- (2) 工事場所 千葉県鴨川市宮山地内
- (3) 工事期限 平成30年3月23日
- (4) 工事の概要 開発工房棟 延床面積 245.27 m<sup>2</sup>  
交流サロンの一部  
建築工事 一式、電気設備工事 一式、機械設備工事 一式
- (5) 予定価格 130,000,000円(消費税および地方消費税相当額を含まない)
- (6) 最低制限価格 設定する(事後公表)

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 鴨川市財務規則(平成17年鴨川市規則第46号)第99条第2項に規定する競争入札参加者適格者名簿(以下「適格者名簿」という。)に登録されている者
- (2) 鴨川市建設工事等入札参加業者資格審査基準(平成17年鴨川市告示第163号)第7条に規定する資格者名簿に、公告日の時点で登録されている者(鴨川市に業者登録している者)
- (3) この公告の日から入札執行日までの間において、鴨川市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成17年鴨川市告示第10号)に基づく指名停止措置の期間中でない者
- (4) この公告の日から入札執行日までの間において、鴨川市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成19年鴨川市告示第64号)に基づく指名除外措置を受けていない者
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者
  - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がなされていない者
  - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていない者
  - ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者又は本工事の入札執行日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者

- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でない者
- (7) 建築工事業において建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を得ている者
- (8) 鴨川市内に本店を置く業者で、建築工事に係わる等級が A ランクである者
- (9) 建築工事について、建設業法第 26 条に規定する監理技術者を専任で配置できる者とし、建築工事業に係る監理技術者資格者証を有していること。

なお、平成 16 年 3 月 1 日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者にあつては、監理技術者講習終了証または監理技術者講習終了証明書の交付を受けていること。

### 3 入札参加資格の確認等

本工事の入札参加を希望する者は、次のとおり申請し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

#### (1) 申請書等の提出

- ア 期間 平成 29 年 9 月 21 日午後 1 時から平成 29 年 10 月 3 日午後 1 時まで
- イ 申請方法 ちば電子調達システム「電子入札システム」により申請すること
- ウ 提出書類
  - (ア) 競争参加資格確認申請書（「電子入札システム」により作成）
  - (イ) 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（入札情報サービス添付ファイル）  
（入札情報サービス添付ファイルをダウンロードして作成したうえで、「電子入札システム」による申請時に添付ファイルとして提出）
  - (ウ) 経営事項審査の際に提出している技術職員名簿の写し（受付印の有るもの）

#### (2) 入札参加資格の確認結果通知

平成 29 年 10 月 10 日 午後 5 時までに、ちば電子調達システム「電子入札システム」により通知する。

- (3) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。  
説明を求める場合は、平成 29 年 10 月 11 日までに、契約担当課長に書面を持参して行わなければならない。
- (4) 理由は、説明を求められた日から 2 日以内にファックスにより回答する。

### 4 設計図書等の閲覧及び質疑

本工事に係る契約書案、設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）の閲覧を次のとおり行う。

- (1) 閲覧期間 平成 29 年 9 月 21 日 午後 1 時から平成 29 年 10 月 18 日入札開始時刻まで  
ちば電子調達システム「入札情報サービス」による
- (2) 設計図書の紙での配布は行わない。
- (3) 設計図書等に対する質疑

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面により提出すること。（書式は、ちば電子調達システム「入札情報サービス」より、工事説明質問書をダウンロードして使用すること）なお、質問書の送信は下記提出先へ問い合わせたうえでメール又はファックスで行うものとする。

ア 質疑期間 平成 29 年 10 月 2 日から平成 29 年 10 月 4 日まで

（電話での問い合わせは午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。なお、土・日・祝祭日を除く）

イ 提出先 農水商工課 移住交流推進室（電話 04-7093-7834 FAX 04-7093-7856）

（質問に対する回答は、平成 29 年 10 月 11 日までに、メール又はファックスにより行うものとする。また、回答後に質疑回答を取りまとめ、入札情報サービスに添付ファイルを掲載するものとする。）

## 5 開札場所・日時及び入札期間

(1) 場所 鴨川市役所本庁舎 3 階 財政課 ちば電子調達システム「電子入札システム」

(2) 期間 平成 29 年 10 月 16 日 午後 1 時から平成 29 年 10 月 18 日 午後 1 時まで

(3) 開札 平成 29 年 10 月 18 日 午後 2 時

※やむを得ない事情で電子入札が出来ない場合は、その旨を財政課に連絡し、入札締切日の正午までに紙による入札書を財政課契約係まで提出するものとする。

(4) 立会人

入札に参加した者又は委任状を持参した代理人は、開札に立会いできるものとする。

## 6 入札保証金

免除

## 7 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札に関する注意事項

(1) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書を受けた後、入札を希望しなくなった場合には、入札締切日時までに、ちば電子調達システム「電子入札システム」により入札辞退届を提出するものとする。

(2) 一旦提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

(3) 予定価格事前公表案件のため、予定価格以内の入札をした者が無い時は、再度の入札

は行わず取りやめるものとする。

- (4) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。
- (5) 入札参加者が連合または、不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき、または、本市の都合により入札を延期、中止若しくは取りやめる場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。
- (6) ちば電子調達システム「電子入札システム」の障害等により、電子入札の執行ができないことが判明したときは、入札執行の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする

## 9 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し工事費内訳書を、ちば電子調達システム「電子入札システム」による入札書提出時に添付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は、ちば電子調達システム「入札情報サービス」よりダウンロードするものとする。

## 10 入札の執行

資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1人の場合には、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

## 11 入札の無効

下記のいずれかに該当する場合には、その入札は無効とする。

- (1) 本公告に示した入札参加者に必要な資格を有しない者のした入札、または必要事項を欠く入札
- (2) 競争参加資格確認申請書又は制限付き一般競争入札参加資格確認申請書に、虚偽の記載をした者の入札
- (3) 明らかに連合によると認められる入札
- (4) 電子証明書を不正に使用した入札
- (5) 入札書と工事費内訳書の記載金額が一致しない場合及び工事費内訳書の添付が無い入札
- (6) 紙入札への移行後における、金額を訂正した入札及び記名押印を欠く入札
- (7) 入札参加資格確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は入札に参加できない。
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

## 12 契約締結時期

- ア 落札者の決定後、平成 29 年 11 月 20 日までに契約を締結するものとする。
- イ 落札決定後、当該工事に係る契約の締結までの間に、落札者が本公告 2 の各号に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができる。

### 1 3 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上とし、次のいずれかの方法により保証をとること。

- (1) 契約金額の 100 分の 10 以上の現金か担保としての有価証券
- (2) 金融機関の「保証証書」
- (3) 保証事業会社の「保証証書」
- (4) 保険会社の「公共工事履行保証証券（履行ボンド）」
- (5) 保険会社の「履行保証証券」

ア 上記(2)から(5)の保証の場合は、保証(保険)期間が工期全てを含んでいること。

イ 金融機関又は保証事業会社の保証の場合は、保証債務の履行請求の有効期間が、保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されていること。

ウ 保証に関する証券等は、必ず契約書提出日に持参すること。

### 1 4 その他

- (1) ちば電子調達システム「電子入札システム」に使用する IC カードについて、開札時に有効期限を過ぎている IC カードを使用した入札については、失格とする。
- (2) 現場説明会は実施しない。
- (3) 競争参加資格確認申請書等により入札参加資格を確認できない場合には、説明を求められることがある。
- (4) 提出された制限付き一般競争入札参加資格確認申請書は、返却しない。なお、公表及び無断で使用することはしない。
- (5) 工期は、事情により変更することがある。
- (6) この公告に記載がないものについては、鴨川市電子入札約款、鴨川市電子入札システム運用基準によるものとする。

### 1 5 問い合わせ先

- (1) 入札・契約に関する事項

鴨川市財政課契約係 〒296-8601 千葉県鴨川市横渚 1450 番地  
電話 04-7093-7830

- (2) 工事内容・設計図書に関する事項

鴨川市農水商工課移住交流推進室 〒296-8601 千葉県鴨川市横渚 1450 番地  
電話 04-7093-7834 FAX 04-7093-7856